

●住所変更に伴うお手続き一覧表（保健所関係）

前橋市保健所

（前橋市朝日町三丁目36番17号）

（こういうことは） 事 項	（だれが） 該 当 者	（いつまでに） 手続の期間	（なにをもって） 提 出 書 類	（どこへ） 保健所窓口	お問い合わせ 電話番号
環境衛生六法（理容所、美容所、クリーニング所、旅館、興行場、公衆浴場）に係る変更届	許可書等をお持ちの方 （法人等を含む）	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、許可書等の修正を希望される場合は、手続きを行ってください。		衛生検査課 生活衛生係	027-220-5777
食品営業許可申請事項変更届				衛生検査課 食品衛生係	027-220-5778
温泉利用許可に係る変更届	温泉利用許可をお持ちの方 （法人等を含む）	直ちに住所変更の手続きは必要ありません。他の変更時に併せて手続きを行ってください。		保健総務課 医事薬事係	027-220-5782
管理医療機器販売・貸代業者の変更届	左記の届出をした方 （法人等を含む）				
高度管理医療機器販売・貸代業者の変更届	許可証をお持ちの方 （法人等を含む）	直ちに住所変更の手続きは必要ありません。他の変更時に併せて手続きを行ってください。ただし、許可証の書き換えを希望される場合は、手続きを行ってください。			
薬局開設者、医薬品販売業者等の変更届					
毒物劇物営業業者等の変更届	登録票をお持ちの方 （法人等を含む）				
麻薬・覚せい剤に係る免許の記載事項変更届	免許証をお持ちの方 （法人等を含む）				
診療所等開設届出事項一部変更届	診療所を開設している方 （医療法人等を含む）				
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等法及び柔道整復師法の施術所開設届出事項変更届	施術所を開設している方 （法人等を含む）	直ちに住所変更の手続きは必要ありません。他の変更時に併せて手続きを行ってください。			
歯科技工所開設届出事項変更届	歯科技工所を開設している方 （法人等を含む）				
衛生検査所変更届書	衛生検査所を開設している方 （法人等を含む）	直ちに住所変更の手続きは必要ありません。他の変更時に併せて手続きを行ってください。	登録証明書の書換えを希望される場合は適宜		
臨床検査技師法の衛生検査所の登録証明書の書換え					
医療法人の定款（寄附行為）変更認可申請	医療法人の代表者	実施日以降、お早めに手続きを行ってください。	医療法人定款（寄附行為）変更認可申請書 ※必要な書類等、詳しくは右記へお問合せください。	群馬県医務課 医療指導係 （前橋市大手町1-1-1） 027-226-2532	